

深川市告示第123号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年5月8日

深川市長 田 中 昌 幸

1 入札に付す事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 入札執行番号 | 第37号 |
| (2) 工事の名称 | 区画線標示工事 |
| (3) 工事の場所 | 深川市西町外 |
| (4) 工事の期間 | 契約締結の日から令和8年7月30日まで |
| (5) 工事の概要 | センターライン(実線) L=840m
センターライン(破線) L=3,035m
路面標示 L=55.2m |
| (6) 予定価格 | 2,365,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） |

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (2) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び道府県民税（法人道府県（都）民税、法人事業税）を滞納していないこと。（納期限が到来しているものに限る。）
- (3) 深川市に納税義務がある場合で、市税を滞納していないこと。（納期限が到来しているものに限る。）
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員（個人は代表者）並びに支配人及び営業所等の代表者として使用していないこと。
- (5) 令和8年5月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による塗装工事の許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 令和8年5月1日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完成工事高を有していること。
- (7) 建設業法第27条の2第3項の規定に基づき、当該資格に対応する建設業の許可について、国土交通大臣又は都道府県知事が行う、その経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けて、その結果総合評定値通知（総合評定値（P点）が記載されているもの）を有していること。なお、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかの保険加入が「無」となっている場合は、受付しないものとする。
- (8) 単体企業であること。
- (9) 4の(2)の提出期限の日から入札執行（開札）の時までの期間に、深川市競争入札参加資格関係事務処理要綱（昭和54年深川市訓令第12号。以下「事務処理要綱」という。）第8条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。（本件入札参加資格申請受付後に行う資格審査において、事務処理要綱の入札参加資格停止措置基準に該当することにより、入札参加停止措置を受けた場合を含む。）
- (10) 路面標示施工技能士を有し、道内に本社または受任者としての支店・営業所がある者である

こと。

- (11) 官公庁発注の路面標示工事の実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上のものとし、実績額は契約金額に出資比率を乗じた額（履行済みのものに限る。）とする。
- (12) 現場代理人はこの工事の現場に常駐できること。ただし、常駐について、当該工事が「深川市建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領（試行）（平成25年7月1日市長決裁）」に該当するときは、この限りでない。
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係・人的関係については19（5）を参照。）

3 資格審査基準日 令和8年5月1日

4 入札の参加申請

(1) 申請書等

ア 入札参加に関する申請

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

- ・類似実績調書及び実績を証明するための契約書等の写し
- ・路面標示施工技能士の技能検定合格証書の写し

イ 競争入札参加資格審査（資格者名簿への登録）に関する申請

入札参加希望者は、令和7年度・令和8年度競争入札参加資格者名簿の「塗装工事」への登録が必要であるので、競争入札参加資格審査申請書（共同審査システムで指定する様式）を令和8年5月15日（金）までに提出すること。

なお、添付書類については、深川市ホームページで公開している「受付票（建設工事、設計等）内の提出書類」で確認のうえ、「令和7・8年度深川市建設工事等競争入札参加資格審査申請書受付票」を合わせて提出するものとする。

また、令和7年度に登録を行っている場合、または北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請を行っている場合は、深川市ホームページで公開している令和7年度・令和8年度競争入札参加資格者名簿または北海道市町村入札参加資格共同審査システムに塗装工事の登録があることを確認の上、4（1）アに定める書類を提出すること。

(2) 入札参加に関する申請の提出期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）まで（深川市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

深川市2条17番17号 深川市役所税務財政課財政係

(4) 提出方法

持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第167条の5の2の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果、入札参加資格がないと認められた者（以下「非資格者」という。）に対しては、令和8年5月22日（金）までにその理由を付して電話で連絡する。令和8年5月22日（金）までに連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。

6 非資格者に対する理由の説明

(1) 非資格者は、令和8年5月25日（月）までに書面により入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は深川市役所税務財政課財政係に持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 理由の説明は、令和8年5月26日（火）までに書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

深川市2条17番17号 深川市役所税務財政課財政係

8 入札参加資格の取消し

入札参加資格があると認めた者が、2に規定する資格を有しない、又はしなくなったと認めたとき並びに虚偽の申請をしたことが明らかになったときは、入札参加資格を取り消す。

9 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

10 入札執行（開札）の場所及び日時

(1) 場 所 深川市2条17番17号 深川市役所3階大会議室

(2) 日 時 令和8年5月27日（水）午前10時00分

11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に消費税等を含めずに入札書に記載すること。

12 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

14 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、未使用のCD-R（USBやCD-RWは不可）を持参し、設計図書等を複写すること。なお、従来の紙ベースの設計図書等が必要となる場合は、(2)イの受付場所に記載の発注所管係へ申し出ること。

ア 複写期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月26日（火）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 複写場所 深川市2条17番17号 深川市役所税務財政課財政係

ウ 複写申込先 深川市2条17番17号 深川市役所税務財政課財政係

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参により提出すること。

ア 受付期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月22日（金）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所 深川市2条17番17号 深川市役所都市建設課維持管理係

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）まで（休日を除く。）
毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 深川市2条17番17号 深川市役所3階閲覧室

15 支払条件

(1) 前金払

前金払いはしない。

(2) 中間前金払

行わない。

(3) 部分払

部分払いはしない。

16 契約書作成の要否等

必要とする。

17 工事費内訳書の提出

(1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に同封すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、次の各工種に対応するものの金額を明らかにすること。

ア 材料費

イ 労務費

ウ 法定福利費の事業主負担額

エ 建設業退職金共済制度の掛金

オ 労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

カ その他当該公共工事の施工のために必要な経費

(3) 工事費内訳書が未提出であり、又提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、入札を無効とする。

18 最低制限価格の設定

この公告の入札については、最低制限価格は設定しない。

19 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札、深川市財務規則（昭和63年深川市規則第8号）第121条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- (2) 入札執行の際、入札者が1人以下の場合は、入札を中止する。
- (3) 入札の執行回数は1回とし、再度入札は行わない。
- (4) 談合情報に対する対応
- ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
- イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (5) 2の(14)でいう資本関係・人的関係とは、次のとおりである。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
- ① 親会社（会社法第2条第1項第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 上記ア又はイと同視しうる特定関係があると認められる場合
- (6) この公告に定めるもののほか、入札心得、深川市の契約に関する規則その他関係法令等を遵守すること。
- (7) 公告の写し等の交付
- この公告の写し・入札心得・提出書類の様式等は、次のとおり交付する。
- ア 交付期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月15日（金）まで（休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで
- イ 交付場所 深川市2条17番17号 深川市役所3階閲覧室
- ウ 交付方法 その場所で直接交付する
- エ 費用 無料とする。

その他入札に関し不明な点は、深川市役所税務財政課財政係（電話 0164-26-2622）に照会すること。